

## 第4章 人権に関わりの深い 特定職業従事者への取組の推進

これまで取り組んできた「人権教育のための国連10年」小松島市行動計画では、行政職員、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、消防職員、マスメディア関係者等の特に人権に関わりの深い職業に従事している者は、地域社会における人権教育と啓発において責任は重いと認識し、その推進に取り組まなければならないとうたわれています。

本基本計画では、本市の人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対して、特に積極的に研修等の取組を推進します。

### 1 公務員

地方公務員法（法律第261号）第34条1項では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」として、地方公務員が、個人情報等の「秘密を守る義務」を明記しています。

地方公共団体における業務の大部分は住民の個人情報に関わるものであり、その取り扱いに関しては、個人のプライバシーが侵されることのないよう、個人情報の管理には、細心の注意が求められています。

また、市民生活に影響を持つ行政の場にある公務員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが豊かな人権感覚をもって、職務を遂行する態度を養うため、職員研修の充実に努めます。

## 2 教職員

教職員は、子どもの人権を擁護し、かつ教育活動全体を通じて、子どもの人権意識を育てる使命をもっています。

特に、学校（園・所）における人権教育の推進にあたっては、子どもたちの範となる教職員自身が人権問題についての理解と認識を深める必要があり、教職員のたゆまぬ自己研鑽が求められると同時に、子どもたちの人権尊重の意識を高めるための教育活動を行う実践力を身につける必要があります。さらに、教職員は、人権問題を自分自身の問題として捉え、自らの意識改革を図ることが大切です。このため、教職員一人ひとりが豊かな人間性を身につけ、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善をめざした研修の充実を図ります。

## 3 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健・医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命とし、疾病の予防や治療、保健指導等の役割を担っており、医療現場における患者のプライバシーに関わることも多く、その職務の性質上、人権に対する配慮が特に求められています。

さらに、今日の医療においては、患者の自己決定の視点から、患者が自らの病状や治療内容等について知る権利が重要視されており、インフォームドコンセントを前提とした医療が求められ、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行にあたっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシーに配慮した対応が求められます。

すべての医療・保健関係者が人権の重要性についてさらに認識を深め、患者の立場に立った適切な処遇が図られるよう、人権研修の充実を促すとともに、医師会、歯科医師会などの医療関係団体に対しても、インフォームドコンセントの徹底、患者のプライバシーの尊重など、患者の人権を尊重するための研修会等の開催を働きかけ、人権意識の高揚を図っていきます。

## 4 福祉関係者

福祉事務所職員や児童福祉施設職員，児童厚生福祉施設職員，民生委員，児童委員，社会福祉協議会職員，ホームヘルパーその他社会福祉関係事業に従事する者は，子どもの保育，高齢者及び障害者の生活相談や身体介護等の業務に直接関わっています。

このため，職務の遂行にあたっては，人としての尊厳と個人のプライバシーの尊重など，人権意識に立脚した判断力と行動力が求められています。

こうした認識に立ち，今後も機会を通じて人権意識を高めるための研修会の実施に努め，人権意識の高揚を図っていきます。

## 5 消防職員

消防職員は，市民の生命，身体及び財産を火災や地震等の災害から守るという役割を担っており，その職務を遂行するにあたっては，人命の尊重はもちろん，被害者や患者の人権の尊重，プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

このような認識のもと，今後とも，職員研修の充実を図り，さまざまな人権問題に関する職場内研修を実施してまいります。

また，消防団員についても，分団長会議等を活用するなど，人権問題に関する研修を行ってまいります。

